

久喜市議会
令和4年6月定例会議議案

議 案 目 録

議案第 13 号	令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号） について	1
議案第 14 号	令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 4 号） について	2
議案第 15 号	久喜市の特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例	3
議案第 16 号	久喜市税条例等の一部を改正する 条例	4
議案第 17 号	久喜市新総合複合施設整備検討委員 会条例を廃止する条例	8
議案第 18 号	久喜市液状化対策検討委員会条例を 廃止する条例	9
議案第 19 号	久喜市しょうぶ会館条例の一部を改 正する条例	10
議案第 20 号	利根川栗橋流域水防事務組合の規 約変更について	11
報告第 5 号	繰越明許費繰越額の報告について	13
報告第 6 号	事故繰越し繰越額の報告について	15
報告第 7 号	専決処分の報告について（器物破 損事故による損害賠償の額を定め ること）	17

議案第 13 号

令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和4年度久喜市一般会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 14 号

令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 4 号）について

令和4年度久喜市一般会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 15 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表新総合複合施設整備検討委員会の項及び液状化対策検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

新総合複合施設整備検討委員会及び液状化対策検討委員会を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第16号

久喜市税条例等の一部を改正する条例

(久喜市税条例の一部改正)

第1条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第3項中「附記」を「付記」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。))又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてや

むを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第26条を削る。

(久喜市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 久喜市税条例の一部を改正する条例(令和3年久喜市条例第24号)の一部を次のように改正する。

久喜市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中久喜市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条中久喜市税条例の一部を改正する条例附則第2条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第1条中久喜市税条例第18条の4第1項、第73条の2及び第73条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の久喜市税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の久喜市税条例(次項において「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条本文に規定する施行の日(以下この項及び次項において「本文施行日」という。)以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、本文施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の久喜市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書につい

ては、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、本文施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、本文施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号の規定による改正後の久喜市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の久喜市税条例第73条の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の久喜市税条例第73条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

令和4年6月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法等が一部改正されたことに伴い、この案を提出するものであります。

議案第 17 号

久喜市新総合複合施設整備検討委員会条例を廃止する条例

久喜市新総合複合施設整備検討委員会条例(令和3年久喜市条例第2号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市新総合複合施設整備検討委員会を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第 18 号

久喜市液状化対策検討委員会条例を廃止する条例

久喜市液状化対策検討委員会条例(平成24年久喜市条例第17号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 6 月 6 日 提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市液状化対策検討委員会を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第19号

久喜市しょうぶ会館条例の一部を改正する条例

久喜市しょうぶ会館条例(平成22年久喜市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「日曜日」を「金曜日」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条中「前項」を「前条」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市しょうぶ会館の休館日を改め、利用対象者の規定を削除したいので、この案を提出するものであります。

議案第20号

利根川栗橋流域水防事務組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、利根川栗橋流域水防事務組合同規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和4年6月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分等に伴い、利根川栗橋流域水防事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

利根川栗橋流域水防事務組合理約の一部を変更する規約

利根川栗橋流域水防事務組合理約(昭和39年自治許第84号)の一部を次のように変更する。

別表第3久喜市の項中「南栗橋十二丁目」を「南栗橋十二丁目 伊坂北一丁目 伊坂北二丁目 伊坂中央一丁目 伊坂中央二丁目 伊坂南一丁目 伊坂南二丁目 伊坂南三丁目 松永一丁目」に、「鷺宮六丁目の一部」を「鷺宮六丁目の一部 西大輪一丁目 西大輪二丁目 西大輪三丁目 西大輪四丁目 西大輪五丁目」に改める。

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。

報告第5号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和3年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和4年6月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和3年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	住民基本台帳事務事業	6,930,000	6,105,000	0	6,105,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	1,767,763,000	752,930,000	0	752,930,000	0	0	0
		公的介護施設等整備補助事業	7,551,000	7,551,000	0	7,551,000	0	0	0
	2 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	10,037,000	10,037,000	0	10,037,000	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	710,866,000	149,393,220	0	149,393,220	0	0	0
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	1,737,000	796,000	0	0	0	0	796,000
		橋りょう架換負担金事業	235,553,000	235,552,500	0	0	211,900,000	0	23,652,500
	4 都市計画費	高柳地区開発整備推進事業	120,795,000	86,363,000	14,901,000	6,420,000	5,700,000	0	59,342,000
		東鷲宮駅周辺整備事業	60,710,000	60,710,000	0	0	54,700,000	0	6,010,000
		東停車場線整備事業	86,852,000	86,550,000	0	0	0	0	86,550,000
		佐間・八甫線整備事業	112,729,000	112,728,000	0	28,856,000	75,500,000	0	8,372,000
10 教育費	2 小学校費	小学校プール改修事業	61,825,000	61,825,000	0	0	0	0	61,825,000
	3 中学校費	情報教育機器維持管理事業	7,865,000	7,865,000	0	3,932,000	0	0	3,933,000
	6 保健体育費	児童生徒等健康診断・健康管理事業	36,450,000	36,450,000	0	18,225,000	0	0	18,225,000

報告第6号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和3年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和4年6月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和3年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明		
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
									国県支出金	地方債	その他			
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路補修事業	72,849,700	27,940,000	44,909,700	0	44,909,700	0	0	44,900,000	0	9,700	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、半導体の世界的不足により、排水ポンプの電気機器の納品に遅れが生じたことから、年度内の完了が困難となったため。

報告第7号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和4年6月6日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 277,750 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和4年1月19日午前9時30分頃、久喜市狐塚地内の市道栗橋527号線において、職員が樹木及び竹の剪定作業を行っていた際、剪定した竹が走行してきた自動車と接触し、助手席側後部タイヤ付近の車体を破損させた。

令和4年5月23日

久喜市長 梅 田 修 一